

低コスト林業機械リース等支援事業の募集のお知らせ

令和7年度事業の活用を希望される方は、**令和7年3月14日（金）まで**にお近くの県地方事務所（農林業振興課または林業振興課）に事業実施計画（様式第1号）を提出してください。

（※**省エネ林業機械等導入支援**においては令和6年度事業のため、**令和7年2月28日（金）**）

1 事業の概要

持続的な林業経営を推進するため、低コスト施業体制の構築に取り組もうとする林業事業者等の機械化を支援します。

（1）補助率

事業区分	補助率	備考
機械整備（購入）	・皆伐再造林を計画している事業実施主体 3/10 以内 ・上記以外 1/5 以内	・1台当たりの補助金の上限は600万円 ・中古機械も対象（整備後3年間以上稼働できるもの）
リース、レンタル	・同上	・1台当たりの補助金の上限は130万円
省エネ林業機械等導入支援（購入）	・1/2 以内 （物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当）	・中古機械は対象外

（2）目標の設定

支援を受けるためには、目標の設定が必要です。

【高性能林業機械：スイングヤーダ、ハーベスタ、プロセッサ、グラップル、フォワーダ、タワーヤーダ、自走式搬器】

■支援を受けようとする年度の「素材生産（取扱）目標」又は「素材の生産性目標」を設定してください。

→ 前年度実績量の10%以上の増又は素材の生産性目標が6m³/人日以上

◎事業者ごとに、「機械整備支援+リース・レンタル支援」の上限台数を決定します。

→ 支援上限台数 = 必要台数 - 保有台数

（必要台数 = 今年度の素材生産（取扱）目標量 ÷ 機械ごとの年間標準作業能力 + 1台）

【作業道開設機械：バックホウ】

■開設する森林作業道の目標延長を設定してください。

→ 1台当たり年間2,800m（換算値：20m/日、400m/月）以上

◎事業者ごとに、「リース・レンタル支援」の上限台数を決定します。

→ 支援上限台数 = 必要台数 - 保有台数

（必要台数 = 今年度の作業道開設計画延長 ÷ 2,800m）

【素材運搬機械：トラック、小型トラック】

■トラックで運搬する木材の目標量を設定してください。

→ 1台当たり年間1,800m³以上の木材を運搬すること、かつ、導入前の搬出量より年間700m³（換算値：5m³/日、100m³/月）以上増加すること。

◎事業者ごとに、「機械整備支援+リース・レンタル支援」の上限台数を決定します。

→ 支援上限台数 = 必要台数 - 保有台数

（必要台数 = 今年度の木材運搬計画量 ÷ 1,800m³）

《「機械整備支援＋リース・レンタル支援」の上限台数の計算例》

【例1】フォワーダ1台の機械整備支援、フォワーダ1台のリース支援を要望しているA林業事業者
 ・素材生産目標：5,000m³/年
 ・保有機械：グラップル1台、フォワーダ1台
 ・必要台数 = 素材生産目標（取扱）量 ÷ フォワーダの年間標準作業量 + 1台
 = 5,000 ÷ 2,400 + 1台 ≒ 3台（四捨五入）
 ○支援上限台数 = 必要台数 - 保有台数 = 3 - 1 = フォワーダ2台

【例2】グラップル1台のリース支援を要望しているB林業事業者
 ・素材生産目標量：500m³/年
 ・保有機械：なし
 ・必要台数 = 素材生産（取扱）目標量 ÷ グラップルの年間標準作業能力 + 1台
 = 500 ÷ 2,000 + 1台 ≒ 1台（四捨五入）
 ○支援上限台数 = 必要台数 - 保有台数 = 1 - 0 = グラップル1台

【例3】バックホウ1台のリース支援を検討しているC林業事業者
 ・作業道開設計画延長：9,000m/年
 ・保有機械：2台
 ・必要台数 = 作業道開設計画延長 ÷ 年間標準開設延長
 = 9,000 ÷ 2,800 ≒ 3台（四捨五入）
 ○支援上限台数 = 必要台数 - 保有台数 = 3 - 2 = バックホウ1台

[高性能林業機械の作業能力]

機 種		スイングヤーダ	ハーベスタ・ プロセッサ・ ロングリーチハーベスタ	グラップル・ ロングリーチグラップル	フォワーダ	タワーヤーダ・ 自走式搬器
年間標準作業能力 (m ³ /年)		3,200	4,000	2,000	2,400	2,500
(参考)	日換算 (m ³ /日)	23	29	14	17	18
	月換算 (m ³ /月)	460	570	290	340	360

※換算に当たっての稼働日数：140日/年（20日/月 × 7ヶ月/年）

機 種		フェラバンチャ	グラップルソー
年間標準作業能力 (m ³ /年)		6,200	5,100
(参考)	日換算 (m ³ /日)	44	36
	月換算 (m ³ /月)	890	730

※換算に当たっての稼働日数：140日/年（20日/月 × 7ヶ月/年）

(3) 募集時期及び支援対象期間

○原則として年1回の事業募集を行いますので、期限までに事業実施計画（様式第1号）を提出してください。

→事業実施計画を審査のうえ、事業の採択を決定します。

事業の採択に当たっては、目標値や実績等により優先順位を付けるため、採択にならない場合もあります。なお、優先順位付けの判断に必要ですので、過年度の目標値、実績値等を事業実施計画に記載してください。

○リース・レンタルについては、4月30日までに交付申請されたものは、4月1日から支援対象期間とします。

(4) 変更にあたっての留意事項

原則として、次に掲げる変更は認められませんので、御承知ください。

○林業機械本体の変更（例：フォワーダからトラックへの変更）

○事業区分の変更（例：リースから機械購入への変更）

(5) 注意

令和7年度事業は、予算の成立状況により内容が変更されることがあります。また事業に係る予算が成立しなかった場合、交付決定は行いません。

2 事務手続のスケジュール

(1) 令和7年度事業

2月中旬～3月14日 <u>事業実施計画の提出</u> 事業実施主体 ↓ 県地方事務所 ↓ 県産材・林産振興課	4月7日～4月中旬 <u>審査・配分決定</u> 県産材・林産振興課 ↓ 県地方事務所 ↓ 事業実施主体	4月中旬～5月中旬 <u>交付申請・交付決定</u> 事業実施主体 ↓ 県地方事務所 ↓ 事業実施主体 交付申請 ↓ 交付決定
--	---	---

(2) 省エネ林業機械等導入支援（購入）（令和6年度事業）

2月中旬～2月28日 <u>事業実施計画の提出</u> 事業実施主体 ↓ 県地方事務所 ↓ 県産材・林産振興課	3月7日～3月中旬 <u>審査・配分決定</u> 県産材・林産振興課 ↓ 県地方事務所 ↓ 事業実施主体	3月下旬～ <u>交付申請・交付決定</u> 事業実施主体 ↓ 県地方事務所 ↓ 事業実施主体 交付申請 ↓ 交付決定
--	---	---

【事業一覧表】（県単事業）

事業区分	機械整備支援 新品・中古	機械リース・レンタル支援
補助率	・皆伐再造林を計画している事業実施主体 3/10 以内 ・上記以外 1/5 以内	・同左
限度額	600 万円/台	130 万円/台
対象機種：スイングヤーダ、ハーベスタ、プロセッサ、グラップル、フォワーダ、タワーヤーダ、自走式搬器、 ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、フェラバンチャ、グラップルソー		
事業主体	森林組合、森林組合連合会、施業受託者、鳥取式作業道開設士、鳥取式作業道開設士が所属する団体、素材生産業者、森林所有者	森林組合、森林組合連合会、施業受託者、鳥取式作業道開設士、鳥取式作業道開設士が所属する団体、素材生産業者、森林所有者 建設業者等の林業参入者
採択要件等	・中古機械を導入する場合には、3年間以上稼働できるものであること。 ・事業実施年度の素材生産目標が、前年度実績の10%以上の増であること又は素材の生産性目標が6 m ³ /人日以上。	・事業実施年度の素材生産目標が、前年度実績の10%以上の増であること又は素材の生産性目標が6 m ³ /人日以上。
素材生産目標を基に算出した必要台数から、対象機械の保有台数を除いた数を機械整備支援、リース支援の上限台数とする。		
対象機種：トラック、小型トラック		
事業主体	森林組合、施業受託者、素材生産業者、森林所有者	
採択要件等	○機種：積載量4t～10t（小型トラックは2t～3t）で、スタンションを装備するなど、専ら木材を運搬する仕様としたものとし、①～③すべてを満たすこと。 ①自ら材を伐採・搬出し、グラップル等積込み機械を保有（リース・レンタルを含む）すること ②導入前より概ね700m ³ /年以上の搬出量を増加すること ③導入するトラックで概ね1,800m ³ /年以上の木材の運搬に使用すること	

	→この運搬計画量を基に算出した必要台数から、対象機械の保有台数を除いた数を機械整備支援、リース支援の上限台数とする。	
対象機種：バックホウ（機械リース・レンタル支援のみ）		
事業主体	—	森林組合、森林組合連合会、施業受託者、鳥取式作業道開設士、鳥取式作業道開設士が所属する団体、素材生産業者、森林所有者
採択要件等	<p>○機種：原則として0.3m³未満とし、森林整備の推進上特に必要がある場合は0.45m³を上限。（森林整備の計画の有無や、0.45m³が必要な理由を審査の上、事業採択の可否を判断）</p> <p>○導入するバックホウで森林作業道を2,800m/年・台以上開設すること。</p> <p>→この開設計画延長を基に算出した必要台数から、対象機械の保有台数を除いた数をリース支援の上限台数とする。</p>	

事業区分	省エネ林業機械等導入支援
補助率	・1/2以内
限度額	・なし

対象機種：上記、機械整備支援に係る対象機種に加え、フォークリフト、小型林業用機械。なお、製材加工業者においては、フォークリフト、小型林業用機械、トラック、小型トラックに限る。	
事業主体	森林組合、森林組合連合会、施業受託者、鳥取式作業道開設士、鳥取式作業道開設士が所属する団体、素材生産業者、森林所有者、製材加工業者
採択要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する機械は次のいずれかの要件を満たすものとし、中古機械は対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 電動又はハイブリッドであること。 ② 現在稼働しており「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（2014年改正）」に適合していない機械を、2020年燃費基準達成率100%以上の機械に更新する場合。 ③ その他知事が認めるもの。 ・事業実施年度の素材生産目標が、前年度実績の10%以上の増であること又は素材の生産性目標が6m³/人日以上。製材加工業者においては、事業実施年度の前年度の原木取扱量から増加。 ・素材生産目標を基に算出した必要台数から、対象機械の保有台数を除いた数を支援の上限台数とする。 ・製材加工業者及びフォークリフト、小型林業用機械においては、前記の規定は適用しない。

対象機種：トラック、小型トラック	
事業主体	森林組合、施業受託者、素材生産業者、森林所有者、製材加工業者
採択要件等	<p>○機種：積載量4t～10t（小型トラックは2t～3t）で、スタンションを装備するなど、専ら木材を運搬する仕様としたものとし、①～③すべてを満たすこと。なお、製材加工業者においては、原木固定用支柱（スタンション）を装備しなくてもよいが、専ら原木、製材加工品を運搬する場合に限ることとし、事業実施年度の前年度の原木取扱量から増加。</p> <p>①自ら材を伐採・搬出し、グラップル等積込み機械を保有（リース・レンタルを含む）すること</p> <p>②導入前より概ね700m³/年以上の搬出量を増加すること</p> <p>③導入するトラックで概ね1,800m³/年以上の木材の運搬に使用すること</p> <p>→この運搬計画量を基に算出した必要台数から、対象機械の保有台数を除いた数を支援の上限台数とする。</p>

低コスト林業機械リース等支援事業についてのお問い合わせ先

○お近くの県地方事務所（事業計画書の提出先）

地方事務所	担当課	所在地	電話
東部農林事務所八頭事務所	農林業振興課	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 100	0858-72-3831
中部総合事務所農林局	林業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3181
西部総合事務所農林局	農林業振興課	〒683-0054 米子市糺町 1 丁目 160	0859-31-9675
西部総合事務所日野振興センター	農林業振興課	〒689-4503 日野郡日野町根雨 140-1	0859-72-2021

○県庁 森林・林業振興局 県産材・林産振興課

鳥取市東町一丁目 2 2 0（県庁本庁舎 4 階） 電話：0 8 5 7 - 2 6 - 7 2 5 4

ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。